

千葉県銚子市沖洋上風力発電事業の公募に関するお問い合わせ事項

令和3年2月17日時点

NO	資料名	項目名	該当箇所				内容詳細	回答
			頁	項				
1	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)	①	貸付料等2ポツ目	<p>公募占用指針に、鹿島港の貸付料が国55億円、県60億円と書かれていたが、これまで公表されていた47億円と違うのはなぜでしょうか。</p> <p>実際の賃貸借契約における貸付料は、施設整備に要した費用と不動産鑑定評価をもとに算定することになります。 なお、施設整備については、土木工事の実施にあたり、地盤や海象等の自然条件や設計を精査した結果等により、当初想定した事業費よりも多額の費用がかかる場合があるため、公募占用指針では事業費の増額を一定程度見込んだ金額を記載することとしています。</p>
2	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)	①	貸付料等2ポツ目	<p>県60億円の考え方は県に聞いた方がいいでしょうか。また、緑囲みの外側のストレージエリアの使用料も別途必要という理解で良いでしょうか。</p> <p>茨城県港湾課にお問い合わせください。 (TEL) 029-301-4526</p>
3	公募占用指針	-	-	-	-	-	-	<p>「千葉県銚子沖公募占用指針 第3章事業実施に必要な情報の提供(1) (貸付料等)① p13」記載の通りです。</p> <p><以下、該当箇所抜粋> 関東地方整備局へ支払う貸付料は55億円(最長20年の均等分割払い)、茨城県へ支払う貸付料は60億円(最長10年の均等分割払い)を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする(他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。)。詳細は上記賃貸借契約書(案)を参照すること。 注)上記金額は施設整備に要する費用と不動産鑑定評価をもとに算定するものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。</p>
4	公募占用指針	-	-	-	-	-	-	<p>今後、質問が出てきた際の問い合わせ先を教えてください。</p> <p>港湾空港部ウェブサイトにある公募関係連絡先「海洋再生可能エネルギー関係情報」のリンクをご紹介します。 https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/kaiyousaisei/kaiyousaisei.html</p>
5	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)			<p>港湾施設の利用条件の確認についてご教示ください。</p> <p>平面図、標準断面図を当局ホームページに掲載しております。</p>
6	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)			<p>国交省での整備内容/時期の確認についてご教示ください。</p> <p>岸壁、プリアssenブリヤード/事業期間R2~5d、工事は年度内に公告する予定です。</p>
7	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)			<p>利用条件の確認および希望する利用スケジュール等の通知方法/期限を教えてください。</p> <p>事業者様からの提出の期限を原則2月26日としており、回答は速やかにいたします。</p>
8	公募占用指針	(別添2)千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ 3.留意事項 (4)洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点	73	別添2	3	(4)		<p>貴事務所へ工事の方法や時期等の説明・協議を実施する場合の対象部署はどちらでしょうか。</p> <p>鹿島港湾・空港整備事務所第一建設管理官室にお問い合わせください。 (TEL) 0299-84-7712</p>
9	公募占用指針	(別添2)千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ 3.留意事項 (4)洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点	73	別添2	3	(4)		<p>説明・協議時期の期限を教えてください。</p> <p>事業者様からの提出の期限を原則2月26日としており、回答は速やかにいたします。</p>
10	公募占用指針	(別添2)千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ 3.留意事項 (4)洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点	73	別添2	3	(4)		<p>弊社の工事時期に貴事務所にて計画されている鹿島港内関連工事の概要を教えてください。</p> <p>鹿島港内のプロジェクトは、下記を予定しています。 □鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業昭和56年度~令和10年度 □鹿島港外港地区国際物流ターミナル(-12m)整備事業令和2年度~令和5年度</p> <p>↓国土交通省関東地方整備局ホームページ ~再評価資料「鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業p9 2.事業の進捗状況~ https://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/shihon00000174.html</p> <p>↓国土交通省港湾局ホームページ ~新規採択時評価資料「鹿島港外港地区国際物流ターミナル(-12m)整備事業p1整備スケジュール~ https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/port01_sg_000261.html</p> <p>↓鹿島港湾・空港整備事務所~鹿島港におけるプロジェクト~ https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kashima/project-kashima.html</p>

千葉県銚子市沖洋上風力発電事業の公募に関するお問い合わせ事項

令和3年2月17日時点

NO	資料名	項目名	該当箇所				内容詳細	回答
			頁	項				
11	鹿島港 港湾計画	鹿島港におけるプロジェクト	-				下記の整備時期について確認したいのですが。 ・防波堤(南) L=1,210m ・防波堤(中央) L=900m	No.10の回答と同じです。
12	鹿島港 港湾計画	鹿島港におけるプロジェクト	-				基地港利用計画を作成するに当たり、港内の海象状況が知りたいと考えています。港内海象状況について確認させてください。ナウファスが鹿島港にあることは承知していますが、港外の南海浜に設置されています。 有義波高などの港内海象条件が分かる資料や岸壁・ブリアッセンブリヤードの設計に用いた海象条件を示してもらえますか？	海象条件の公表は考えておりません。 【参考】 「全国港湾海洋波浪情報リアルタイムナウファス」の公表リンク https://nowphas.mlit.go.jp/yugiha_graph/222/7/
13	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		公募占用計画の提出に先立ち、港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行うことになっています。 通知とは、当社の代表者が公印を押した文書を関東地整の代表者(局長)に対して出すものでしょうか？	必ずしも御社の代表者名でなくても構いません。通知先は、担当の「鹿島港湾・空港整備事務所 第一建設管理官室」宛てにお願いします。なお、押印は不要です。
14	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		文書で出した場合、関東地整の代表者(局長)から当社の代表者宛てに文書で回答をもらえるのでしょうか？	文書での通知に対しては、「利用スケジュール」についてのみ、担当の「鹿島港湾・空港整備事務所 第一建設管理官室(押印無し)」から文書で回答を行う予定です。
15	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		利用スケジュール等の通知期限を原則2/26にしていますが、「公募占用計画」の提出期限5/27まで3箇月もあるので、利用スケジュールが変わる可能性があります、問題ありますでしょうか？	パブリックコメントでは、「通知により確認した内容の証明は求めない」と回答しております。公募占用指針の中では通知義務が明確になっていないため、通知が遅れた場合や内容に変更があった場合は、2/26以降であっても、再通知をお願いします。
16	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		事業者選定後に、基地港の利用スケジュールに変更があった場合は、問題がありますでしょうか？	事業者選定に関わる事項ですので、改めて本省に確認願います。
17	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		通知方法については特に定められていませんが、メールで問題ないでしょうか。また、様式についても自由でよろしいでしょうか。	下記リンクの「お問い合わせ用アドレス」に送信して下さい。 様式は自由ですが、以下について確認出来る資料としてください。 必要期間を示す根拠として、計画される風車規模(OMW級)と基数を、何年間で、何基の建設工程とされるのかを示した上で、①利用を希望するエリア、②スケジュール(バーチャートなどで示したもの)、③概略的な使用用途が分かる資料の通知をお願いします。 その他にも確認したい事項があれば、後日、確認の連絡をさせていただきます。 ↓ 海洋再生可能エネルギー関係情報(国土交通省関東地方整備局HP) https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/kaiyousaisei/kaiyousaisei.html
18	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		基地港利用における事業者側の利用スケジュールを通知した際に、どのような形式(メールもしくは文書)でご回答をいただけるのでしょうか。	メールでご回答させていただき予定です。
19	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		Bバースについて、利用可能時間(24時間の使用可否)、その他Bバース利用にあたり、制約事項等ございますでしょうか。 また、Bバースの管轄は、港湾管理者である茨城県ではなく国の管轄でしょうか。	鹿島港公共埠頭では、24時間利用可能です。 ただし、Bバースの24時間利用にあたっては、既設Aバースの関係者にも影響することから、港湾管理者の茨城県、港湾運送事業者に対して事前に説明し、了解を得る必要があると考えています。 Bバースの内、事業採択された200mは国の管轄になる予定です。 [参考] https://www.mlit.go.jp/common/001334547.pdf
20	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		今回、国が実施される鹿島港整備事業の設計に用いられた鹿島港内の地盤調査結果、またはこれに限らず過去に鹿島港内を調査された地盤調査結果がある場合については、全事業者を対象にご開示いただけないでしょうか。地耐力の検討に使用したいと考えております。	設計成果品を情報開示請求により開示可能です。 ■平成4年度 鹿島港土質調査報告書 ■令和元年度 鹿島港土質調査報告書 また、参考に国地盤情報検索サイト http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/ をご紹介します。
21	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		公募占用指針に記載の通り、2月26日までに鹿島港外港公共埠頭の利用スケジュールを通知させていただければと考えております。その際の通知文書には、利用を希望するエリアとスケジュール、および概略的な使用用途の3点を記載するものと理解しております。この理解でよろしいでしょうか。	様式は自由ですが、以下について確認出来る資料としてください。 必要期間を示す根拠として、計画される風車規模(OMW級)と基数を、何年間で、何基の建設工程とされるのかを示した上で、①利用を希望するエリア、②スケジュール(バーチャートなどで示したもの)、③概略的な使用用途が分かる資料の通知をお願いします。 その他にも確認したい事項があれば、後日、確認の連絡をさせていただきます。
22	公募占用指針	(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)	13	第3章	(1)		タワー非載荷の20kN/m2岸壁の後背地(プレアッセンブリヤードとして整備されない範囲)には、懸念点として、既存護岸法線から14m幅の地耐力が弱い範囲が含まれます。 この範囲について、今回の矢板式岸壁の整備による地耐力の変化(地耐力の向上や弱い範囲の縮小)を想定しておられますでしょうか。設計上のご見解をご教示いただけますと幸いです。	矢板式岸壁の整備による地耐力の変化は想定していません。 また、背後地の地盤改良も行いません。 非載荷部については、既設護岸(L型ブロック)を残置しますが、既存護岸(L型ブロック)の設計上載荷重は20kN/m2(地震時は10kN/m2)であるため、これらを超過する荷重でなければ護岸法線から14m幅の範囲にも荷重は作用させられます。